



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月4日金曜日 第2753号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(医療対策課) ...	121
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ...	121
肥料の登録の失効.....	(農産園芸課) ...	122
飼料の試験結果の概要.....	(畜産課) ...	122
保安林の指定(2件).....	(森林整備課) ...	122
落札者等の告示.....	(水産課) ...	122
基本測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...	123
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	(都市計画課) ...	123
構造計算適合性判定の委任.....	(建築住宅課) ...	123
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	123
道路の区域変更(県道三坂松山線).....	(中予地方局管理課) ...	123
道路の供用開始(").....	(") ...	124
指定道路の指定(2件).....	(中予地方局建築指導課、南予地方局八幡浜土木事務所) ...	124
道路の区域変更(県道立石内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	124
道路の供用開始(").....	(") ...	124
道路の区域変更(県道立石内子線).....	(") ...	125
道路の供用開始(県道立石内子線).....	(") ...	125

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第231号

次のとおり落札者を決定した。
平成28年3月4日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県ドクターヘリ運航業務 1式	愛媛県保健福祉部 社会福祉医療局医療対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年2月10日	中日本航空株式会社・愛媛航空株式会社共同事業体 代表法人 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	197,640,000円 (年額)	総合評価 一般競争入札	平成27年12月25日

○愛媛県告示第232号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。
平成28年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1 - ブチル - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1 - (5 - フルオロベンチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - ピロロ [2 , 3 - b] ピリジン - 3 -

カルボキサミド及びその塩類

- (3) 2 - (8 - プロモ - 2 , 3 , 6 , 7 - テトラヒドロベンゾ [1 , 2 - b : 4 , 5 - b '] ジフラン - 4 - イル) エタンアミン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成28年2月20日

○愛媛県告示第233号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

			AGB 1号	全量 6.0 加里全 量 2.0	布施町大字波野 962番地の1
--	--	--	-----------	---------------------------	--------------------

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年2月22日	愛媛県第1256号	混合有機質肥料	神協混合有機質肥料	窒素全量 2.0 りん酸	神協産業株式会社 山口県熊毛郡田

○愛媛県告示第234号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第1項及び第2項の規定により平成27年12月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
J A 西日本くみあい飼料株式会社坂出工場 香川県坂出市	愛媛たいき農業協同組合 愛媛県大洲市	くみあい配合飼料 ベストフリーダー プラス	H27.11	栄養成分等 - 粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
東海シーブ口株式会社宇和島飼料工場 愛媛県宇和島市	同左	マダイソフトE P T - S P V ピンク	H27.12	栄養成分等 - 粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

○愛媛県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所
松山市上怒和乙290の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

次のように保安林の指定をする。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所
松山市吉木甲984、乙330、乙332、乙333、乙334の1、乙334の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉木甲984・乙334の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、

○愛媛県告示第237号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札 公 告 日
水産修第1号 水産試験船「よしゆつ」定期検査に係る修繕業務一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年 2月 5日	有限会社赤松造船所 愛媛県宇和島市明倫町二丁目2番26号	35,640,000円	一般競争入札	平成27年12月25日

○愛媛県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成27年 7月10日から
平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市、新居浜市、四国中央市、松野町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第239号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日
 - (1) 土地区画整理組合の名称
東温市志津川土地区画整理組合
 - (2) 事務所の所在地
東温市見奈良530番地1 東温市役所内
 - (3) 設立認可の年月日
平成22年 2月12日
- 2 変更認可の年月日
平成28年 3月 4日

○愛媛県告示第240号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成28年 3月 4日

○愛媛県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲282番2から 同町甲267番2まで	旧	メートル 13.8～17.7	キロメートル 0.128	
			新	11.2～18.9	0.132	

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
株式会社ジェイ・イー・サポート
広島県広島市中区八丁堀15番8号
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所所在地
株式会社ジェイ・イー・サポート本社	広島県広島市中区八丁堀15番8号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成28年 2月25日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成28年 2月25日

○愛媛県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 3月 4日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年 2月25日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字花田466番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.85メートル
 - (2) 幅員 4.15メートル

○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲282番2から 同町甲267番2まで	平成28年 3月 4日

○愛媛県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 3月 4日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年 2月23日
- 3 指定道路の位置
伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷615番3
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 30.51メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 3月 4日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年 2月26日
- 3 指定道路の位置
喜多郡内子町内子3298番の一部、3299番の一部、3301番2の一部、3302番1の一部及び3299番地先里道
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 116.09メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第245号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

○愛媛県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1635番1地先から 同町村前1618番2まで	旧	メートル 3.9~11.3	キロメートル 0.098	
			新	6.1~22.2	0.098	

○愛媛県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前1635番1地先から 同町村前1618番2まで	平成28年 3月 4日

○愛媛県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年3月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南6789番2から 同町大瀬南6798番1地先まで	旧	メートル 5.0～7.9	キロメートル 0.087	
			新	8.0～16.0	0.087	

○愛媛県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年3月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南6797番2から 同町大瀬南6798番2まで	平成28年3月4日